第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第二号中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができる。

第六条第一項中「建築物エネルギー消費性能基準」の下に「（第二条第二項の条例で付加した事項を含む。第二十九条第二項、第三十二条第二項及び第三十五条第一項第一号を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第十一条第一項中「大規模な」を削る。

第十五条第一項中「第三十九条から第四十二条まで」を「第四十四条から第四十七条まで」に改める。

第十九条第一項第一号中「の新築」を削り、「のもの」の下に「の新築」を加える。

第二十四条第一項中「評価（」の下に「第二十七条を除き、」を加え、「第五十六条から第五十八条まで」を「第六十一条から第六十三条まで」に改める。

第七十四条第一号中「第四十四条第二項（第五十六条第二項）を「第四十九条第二項（第六十一条第二項）に改め、同条第二号中「第四十九条第一項（第五十六条第二項）を「第五十四条第一項（第六十一条第二項）に改め、同条第二項中「第四十九条第二項（第五十六条第二項）を「第五十四条第二項（第六十一条第二項）に改め、同条第二項各号（第六十一条第二項）に「第四十九条第二項各号（第五十六条第二項）を「第五十四条第二項各号（第六十一条第二項）に改め、同条を第七十九条とする。

第七十三条中「第六十七条第二号又は第七十三条」を「第七十二条第二号又は第七十三条」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十二条中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同条を第七十七条とする。

第七十一条第一号中「第三十六条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同条第二号中「第五十五条第一項（第五十六条第二項）を「第五十五条第一項（第六十一条第二項）に改め、同条第三号中「第五十四条第二項（第五十六条第二項）を「第五十五条第二項（第六十一条第二項）に改め、同条第四号中「第五十四条第一項（第五十六条第二項）を「第五十九条第一項（第六十一条第二項）に改め、同条を第七十六条とする。

第七十条第一号中「第二十八条第四項、第二十八条の四第四項若しくは第三十八条第一項」を「第三十条第四項、第三十三条第四項若しくは第四十三条第一項」に改め、同条第三号中「第五十三条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条を第七十五条とする。

第六十九条中「第二十八条第三項又は第二十八条の四第三項」を「第三十条第三項又は第三十三条第三項」に改め、同条を第七十四条とし、第六十八条を第七十三条とする。

第六十七条第一号中「第四十六条（第五十六条第二項）を「第五十一条（第六十一条第二項）に改め、同条第二号中「第五十五条第二項又は第六十条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同条を第七十二条とし、第七章中第六十六条を第七十一条とし、第六十三条から第六十五条までを五条ずつ繰り下げ、第六章第二節中第六十二条を第六十七条とする。

第六十一条第一項第二号中「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十条第一項中「第五十七条第一号」を「第六十二条第一号」に改め、同条第二項第一号中「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項」を「第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条又は第五十九条第一項」に改め、同項第二号中「第四十八条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同項第三号中「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十八条第二項各号」を「第五十四条第二項各号」に改め、同項第四号中「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十九条第二項各号」を「第五十四条第二項各号」に改め、同項第四号中「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十八条第三項、第五十一条又は第六十条第二項」を「第五十三条第三項、第五十六条又は第六十五条第二項」に、「第四十八条第二項各号」を「第五十四条第二項各号」に改め、同項第四号中「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十八条第三項、第五十一条又は第六十条第二項」を「第五十三条第三項、第五十六条又は第六十五条第二項」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十五条第一項中「第四十五条第一号」を「第四十条第一号」に改め、同条第二号中「第六十五条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同条を第六十五条とし、第五十九条を第六十四条とし、第五十八条を第六十三条とする。

第五十七条第一号中「第四十条第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条第二号中「第六十条又は第五十二条」を「第五十五条又は第六十五条」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十六条第二項中「第四十二条第一項及び第四十三条」を「第四十七条第一項及び第四十八条」に、「第四十二条第二項及び第三項、第四十四条並びに第四十六条から第五十四条まで」を「第四十七条第二項及び第三項、第四十九条並びに第五十一条から第五十九条まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第四十七条第一項及び第二項	前条第二項第二号
第四十八条第二項	第四十四条から第四十六条まで
第四十九条第一項ただし書	第四十五条各号
第五十一条	適合性判定員
第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第二項	判定の業務
第五十三条	判定業務規程
第五十六条	第四十六条第一項各号
第六十三条第二項第二号	第六十一条第一項、第六十二条及び第六十三条
第六十二条各号	第六十四条の評価員
評価の業務	評価業務規程
第六十三条第一項各号	

第五十六条を第六十一条とする。

第五十五条第一項中「第四十条各号」を「第四十五条各号」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条」を「第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条」に改め、同項第二号中「第四十八条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第四十八条第三項、第五十一条又は第六十条第二項」を「第五十三条第三項、第五十六条又は第六十五条第二項」に改め、同条を第六十一条とし、第五十四条を第五十九条とし、第五十三条を第五十八条とする。

第五十二条中「第四十七条」を「第五十二条」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十一条中「第四十一条第一項各号」を「第四十六条第一項各号」に改め、同条を第五十六条とし、第五十条を第五十五条とする。

第四十九条第一項中「第七十四条第二号」を「第七十九条第二号」に改め、同条を第五十四条とし、第四十八条を第五十三条とし、第四十五条から第四十七条までを五条ずつ繰り下げる。

第四十四条第一項ただし書中「第四十条各号」を「第四十五条各号」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十三条第二項中「第三十九条から第四十一条まで」を「第四十四条から第四十六条まで」に改め、同条を第四十八条とし、第四十二条を第四十七条とする。

第四十一条第一項第一号中「第四十五条の適合性判定員が」を「第五十条の適合性判定員が」に改め、同号イ中「(3)まで」を「(5)まで」に改め、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、同号イ(1)中「合計が」の下に「二千平方メートル以上」を加え、同号イ(1)を同号イ(3)とし、同号イに(1)及び(2)として次のように加える。

(1)　床面積の合計が千平方メートル未満の特定建築物　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を六百二十で除した数

(2)　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の特定建築物　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を四百二十で除した数

第四十一条第一項第一号ロ中「(3)まで」を「(5)まで」に、「第四十五条」を「第五十条」に改め、同項第二号中「第五十八条第一項第二号に」を「第六十三条第一項第二号に」に改め、同号イ中「第五十八条第一項第二号イ」を「第六十三条第一項第二号イ」に改め、同号ロ中「第五十八条第一項第二号ロ」を「第六十三条第一項第二号ロ」に改め、同条第二項第四号中「第四十五条」を「第五十条」に改め、同条を第四十六条とする。